不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>届出の虚偽・保険証の返還に応じない場合の過料の徴収</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市国民健康保険条例第１２条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>いきいき健康部国保年金課保険税賦課係</td></tr>
<tr><td rowspan="5">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>第 12 条　本市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>